

石川県被災住宅再建支援利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、令和5年奥能登地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、かつ被災者である証明を被災地の市町長から受けている者（以下「被災者」という。）が、被災した住宅の復興のために必要な資金を独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）又は民間金融機関（以下「金融機関」という。）から借入れを受ける場合に、被災者の住宅再建に係る負担を軽減するとともに、被災地域の住宅復興を促進することを目的として、予算の範囲内において償還金利子の一部を交付することとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「県規則」という。）及びこの要綱に定める。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。）とする。

- (1) 被災者、又は被災者の親族であって、被災者が自ら石川県内に居住するための住宅の建設又は購入、若しくは被害を受けた住宅を補修する者。
- (2) 機構又は金融機関から借入れを受けた者。

(利子補給の対象資金)

第3条 利子補給の対象となる資金は、対象者が罹災した日から2年までの間に金銭消費貸借契約を締結した、機構及び金融機関の住宅資金（機構の住宅資金にあっては災害復興住宅融資に限る。以下「住宅復興資金」という。）であって、住宅の建設・購入又は補修の場合においてそれぞれ別表1に定める額（以下「上限額」という。）を上限とする。

(利子補給金の期間)

第4条 利子補給期間は、住宅復興資金に係る第1回目の償還日から5年（60か月）とする。

(利子補給の交付額)

第5条 利子補給の額は、第11条に定める交付申請の期間内に支払った住宅復興資金に係る利子の総額に、機構が定める災害復興住宅融資の当月（金融機関金銭消費貸借契約日の月）の利率（年利。以下この項において「機構利率」という。）を乗じて、金融機関との契約利率で除して得た額に相当する額とする。ただし、金融機関との契約利率が機構利率を下回る場合には当該期間内に支払った利子の総額を上限とする。この場合において、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 金融機関からの借入額が第3条に定める上限額を超える場合の利子補給金の交付額

は、前項に規定する利子補給額に上限額を借入額で除して得た数を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- 3 第12条に規定する交付決定を受けた住宅復興資金を対象に、本制度以外の国又は地方公共団体から利子補給金が交付される場合、県から交付される利子補給金の総額は、借入期間中の支払い予定の利子の総額から国又は地方公共団体から交付される利子補給金の総額を控除した額を限度とする。この場合において、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(利子補給の承認申請)

第6条 対象者であって、この利子補給金の申込みを行う者(以下、「申請者」という。)は機構又は金融機関の住宅復興資金の借入申込みをした後において、石川県被災住宅再建支援利子補給金承認申請書(様式第1号、以下「承認申請書」という。)を、金融機関(機構からの借入れを受ける場合は返済窓口となる機構取扱金融機関、以下同じ)を経由して知事に提出するものとする。ただし、当該金融機関が県と事務処理委託契約(以下「委託契約」という。)を締結していない場合には、申請者は直接知事にこれを提出するものとする。

(利子補給の承認)

第7条 知事は、承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を申請者に、石川県被災住宅再建支援利子補給金交付承認通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 知事は、前項において承認をするときは、必要な条件を付することができる。

(利子補給の変更承認申請)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による利子補給の承認を受けた後において承認申請の内容に変更を生じた場合は、すみやかに石川県被災住宅再建支援利子補給金交付変更承認申請書(様式第3号、以下「変更承認申請書」という。)を、金融機関を経由して知事に提出しなければならない。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、申請者は直接知事にこれを提出するものとする。

- 2 知事は利子補給金交付の変更申請を受理したときはその内容を審査し、その結果を申請者に、石川県被災住宅再建支援利子補給金交付変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(金融機関への委任)

第9条 申請者は、利子補給金の交付申請(実績報告)(第10条)及び請求(第13条)を金融機関に委任するものとする。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、この限りではない。

- 2 金融機関は申請者が記入した委任状（様式第5号）の写しを知事に提出しなければならない。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、この限りではない。

（利子補給金の交付申請・実績報告）

第10条 申請者は、第7条及び第8条による承認を受けた利子補給金の支払いを受けようとするときは、金融機関を代理人として、石川県被災住宅再建支援利子補給金交付申請（実績報告）書（様式第6号、以下「交付申請（実績報告）書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が機構から借入れを受けたときは、交付申請（実績報告）書と併せて機構が発行する償還状況証明書を金融機関に提出するものとする。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、申請者は直接知事に石川県被災住宅再建支援利子補給金交付申請（実績報告）書（様式第7号）を提出するものとする。

（利子補給金の交付申請・実績報告の時期）

第11条 前条の申請は、1月1日から12月31日までに償還を行ったものについて、翌年の1月31日までに第5条に定める利子補給の額について申請をしなければならない。

（利子補給金の交付決定・額の確定）

第12条 知事は、第10条の申請を受けたときは、提出された書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適正であると認めるときは、石川県被災住宅再建支援利子補給金交付決定（額の確定）通知書（様式第8号、以下「交付決定（額の確定）通知書」という。）により金融機関に通知するものとする。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、知事は申請者本人に石川県被災住宅再建支援利子補給金交付決定（額の確定）通知書（様式第9号）を通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第13条 金融機関は、前条の交付決定（額の確定）通知を受けた後に石川県被災住宅再建支援利子補給金請求書（様式第10号、以下「請求書」という。）を知事に提出するものとする。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、申請者は直接知事に石川県被災住宅再建支援利子補給金請求書（様式第11号）を提出するものとする。

- 2 償還期限より遅延して償還された住宅復興資金に係る利子は、当該償還がなされた日の直後の交付申請（実績報告）日以降に請求することができる。ただし、当該遅延により生じた延滞損害金についてはこの限りではない。

（利子補給金の申請者への支払い）

第 14 条 知事は、金融機関又は申請者より利子補給金の第 13 条に定める請求を受けたときは、すみやかに申請者に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の承認の取消し)

第 15 条 知事は、申請者が提出書類に虚偽に事項を記載し、又は利子補給金の交付に関して不正の行為があったと認めたときは、第 7 条の規定による承認を取り消すことができる。

(利子補給金交付の打ち切り)

第 16 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として利子補給金の交付を打ち切る。

- (1) 申請者が、住宅復興資金について全額繰上げ償還を行ったとき。
 - (2) 被災者が死亡したとき。
 - (3) 住宅復興資金の対象である住宅を被災者の住居の用に供しなくなったとき。
- 2 利子補給金交付の打ち切りは、当該理由の発生した日をもって効力を発生する。
- 3 知事は利子補給金交付の打ち切りをしたときは、申請者及び金融機関に石川県被災住宅再建支援利子補給金交付変更（打ち切り）通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(繰上償還)

第 17 条 融資額について一部でも繰上げ償還が行われたときは、申請者は石川県被災住宅再建支援利子補給金に関する繰上償還報告書（様式第 13 号）を、すみやかに金融機関を経由して知事に提出しなければならない。ただし、当該金融機関が県と委託契約を締結していない場合には、申請者は直接知事にこれを提出するものとする。

(利子補給金の返還)

第 18 条 知事は、利子補給金の承認を取り消した場合は期限を決めてその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の規定により利子補給金を返還する必要があるときは、石川県被災住宅再建支援利子補給金返還届出書（様式第 14 号）をすみやかに知事に提出しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第 19 条 知事は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは金融機関及び申請者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類、その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の第2条の規定は、被災した住宅の復興のために必要な資金を住宅金融支援機構又は民間金融機関から融資を受けた者で、令和5年5月5日の奥能登地震発生以後に金銭消費貸借契約を締結したものに対して適用する。ただし、奥能登地震発生以前の契約の借り換えなどについては適用外とする。
- 3 この要綱の第11条の規定は、令和5年5月5日から令和5年12月31日までに償還を行った者については、令和6年1月31日までに申請を行わなければならないものとする。

別表1（第3条関係）

区分	上限額	被害区分
住宅の建設・購入 （土地取得含む）	3,700万円	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊
住宅の建設 （土地取得無し）	2,700万円	
住宅の補修	1,200万円	上記に加え、準半壊、一部損壊

*ただし、被害額が10万円以上とする